

## 令和7年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針

6 福 福 発 第 13861 号

令 和 7 年 3 月 19 日

福 祉 部 長 決 定

大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱（平成22年4月20日付22福介発第10102号区長決定。以下「要綱」という。）第4条第3項第1号の規定に基づき、以下のとおり、令和7年度における指導に関する実施方針を定める。

### 1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）における居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する事業者（法第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者を含む。以下「介護保険サービス事業者等」という。）に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的とする。

### 2 指導項目

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 介護給付費の算定及び取り扱い

### 3 指導の重点項目

介護保険サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

#### (1) 虐待防止の徹底及び身体的拘束等の適正化の推進

介護サービス利用者の尊厳の保持は重要であることから、虐待の防止や身体的拘束等の適正化に向けた取組み（緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置等）が実施されているか。

#### (2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

#### (3) 設備基準・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。
- ウ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

カ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

(4) 介護報酬関係

介護保険法改正等を踏まえた介護報酬算定に関する告示を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(5) 計画の適切な作成

ケアプランでは、介護保険制度の基本理念を実現する上で重要であり、利用者の選択に資するよう、地域のサービス情報を公正中立に提供し、利用者の日常生活全般を支援する観点から、適切に作成しているか。医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るとともに、個別の介護保険サービス事業所に適切な時期に交付しているか。

個別のサービス計画では、ケアマネジメントが、利用者個々の環境や希望などを把握し、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点で、アセスメントからモニタリングまで所要のプロセスを適切に行っているか。

(6) 介護職員の処遇改善

介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、介護保険サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、介護職員処遇改善計画を適切に周知しているか。

(7) 業務管理体制

介護保険サービス事業者等は、介護サービス利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

## 4 指導実施形態

(1) 集団指導

一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式にて実施する。

(2) 実地指導

原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により介護保険サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、介護保険サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区

介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

## 5 指導対象事業者の選定方法

- (1) 過去一度も指導を実施していない事業所
- (2) 一定期間、実地指導を実施していない事業所
- (3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業所
- (4) その他の事情により実地による指導が必要と認められる事業所

## 6 関係機関との連携

- (1) 国及び東京都に対し、指導に係る法令・制度運用に係る疑義照会、事業所等に係る情報提供等を行い、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 福祉部各課等と連携し、指導の適正な対応・推進を図る。